

<愛媛県実施細部要領>

1. 緊急時通信連絡訓練

原子力事業者からの事故情報や緊急時モニタリングの測定結果、自治体災害対策本部等で決定した災害応急対策の内容等を、関係機関に通報し、緊急時における関係機関間の通信連絡・確認体制を習熟及び連携するための訓練を行う。

伊方原発から概ね 30km 圏内に所在する原子力災害重点区域の 7 市町、その他県内市町及び近隣県に対して、伊方発電所から事故の通報を受けた県から一斉通報を行うほか、気象予報等の配信、避難に際して受入れ先となる市町との調整など、緊急時における関係機関との情報共有・連携、県民への迅速且つ正確な情報の提供を行う訓練を実施する。

【通報連絡の流れ】

(8 : 30 地震発生 (想定))

○ 県災害対策本部設置

原子炉自動停止

【第 1 報】伊方発電所から異常時通報

(原子炉自動停止 : A 区分)

○ 異常時通報内容の関係機関への伝達

○ PAZ (概ね 5km 圏内) 及び予防避難エリアの要配慮者に避難準備指示

○ 要配慮者受入施設の調整

原災法第 10 条事象発生 (3 号機 1 次冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動)

異常事態連絡事象発生 (障壁の喪失の可能性)

【第 2 報】伊方発電所から事故通報 (10 条通報)

○ PAZ 及び予防避難エリアの要配慮者に避難指示

○ PAZ 及び予防避難エリア住民に避難準備指示

○ 受入市町の調整 (松前町、大分県)、関係機関との情報共有

異常事態連絡事象発生 (全交流電源喪失の恐れ)

【第 3 報】伊方発電所から事故通報 (異常事態連絡)

異常事態連絡事象発生 (全交流電源喪失の恐れ)

【第 4 報】伊方発電所から事故通報 (異常事態連絡)

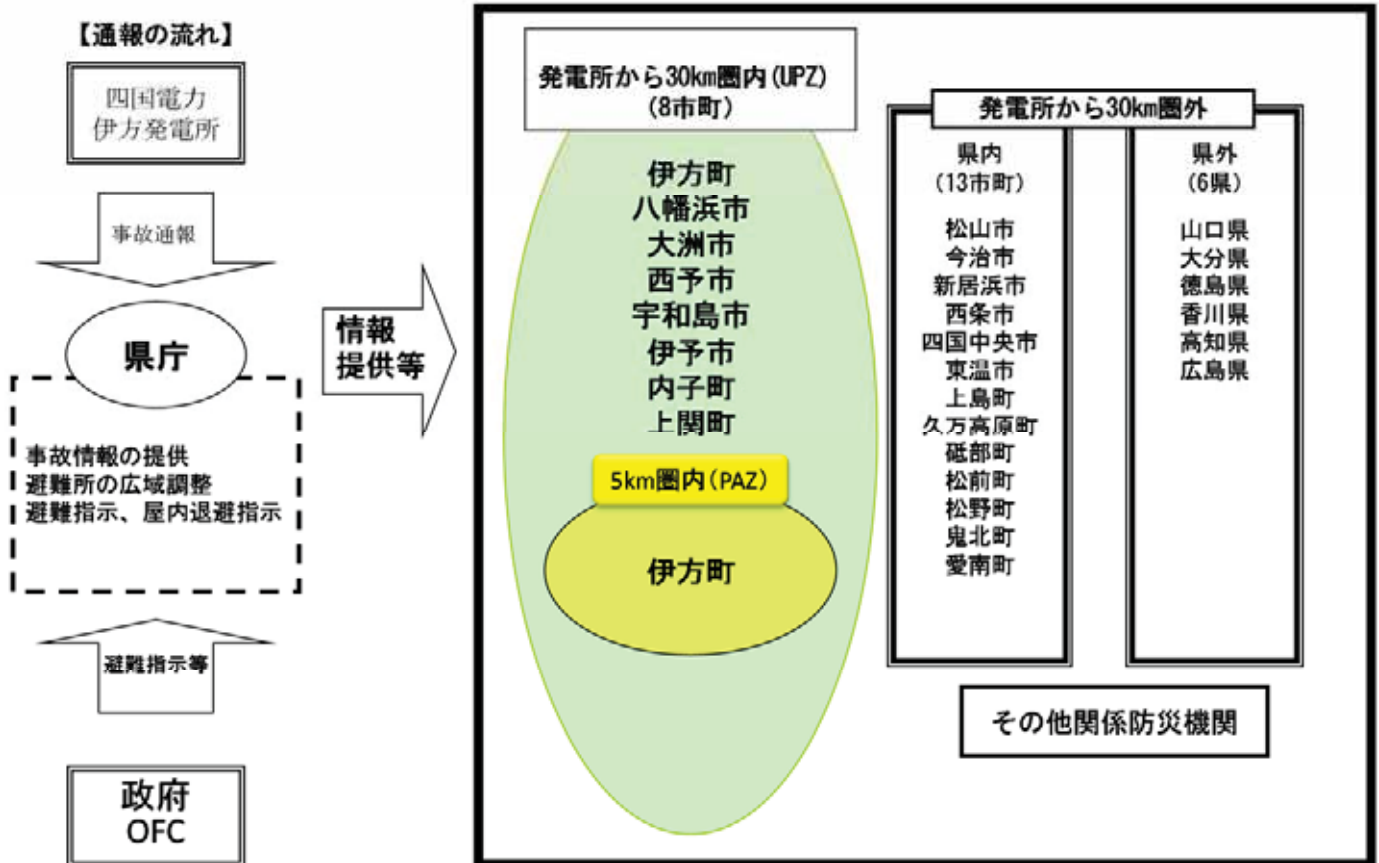
原災法第 15 条事象発生 (原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置による注入不能)

原災法第 10 条事象発生 (火災・溢水による安全機能の一部喪失)

【第5報】伊方発電所から事故通報(15条事象)

- 原子力緊急事態宣言発出
- PAZ及び予防避難エリアの住民に避難指示
- UPZ(概ね5km~30km圏内)に屋内退避指示
- 受入市町の調整(松山市)、関係機関との情報共有

※ 避難区域に該当する各市町は、県からの通報を受けた後、住民への周知を図る。
※ 原子力防災ネットワークを構築している重点市町は、事故通報等を電子データで共有する。



2. 緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング実施計画の策定、測定結果の分析・報告に協力する。

また、同計画に基づき、国、県及び重点市町が協力して緊急時モニタリングを実施し、測定分析の習熟を図る。

1 訓練項目

- (1) 国の緊急時モニタリング要員派遣・活動訓練
- (2) 緊急時モニタリングセンター運営訓練
- (3) 現地モニタリング活動訓練

2 訓練内容

- (1) 国の緊急時モニタリング支援要員の現地派遣及び緊急時モニタリングセンター活動訓練
- (2) 企画調整グループによるモニタリング計画策定訓練
- (3) 情報収集管理グループによるモニタリング結果等通信連絡訓練、放射線情報等監視訓練
- (4) 測定分析担当による測定訓練
 - ① 空間ガンマ線サーベイ訓練（走行サーベイ）
 - ② 可搬型モニタリングポスト設置訓練
- (5) モニタリング情報共有システム（ラミセス）運用訓練

3 実施場所

緊急時モニタリングセンター

センター長

企画調整グループ

情報収集管理グループ

測定分析グループ

} 愛媛県オフサイトセンター

愛媛県原子力センター、伊方発電所から30km圏内

4 緊急時モニタリング組織（チーム編成）※人員数は概算

区分	組 織	人員	備 考
緊急時 モニタ リ ン グ セ ン タ ー	センター長	1人	国
	企画調整グループ	10人	国、愛媛県、伊方町、八幡浜市、四国電力、山口県
	情報収集管理グループ	12人	国、愛媛県、大洲市、内子町、西予市、四国電力、山口県、関係指定公共機関
	測定分析グループ	48人	国、愛媛県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、四国電力、関係指定公共機関
合計		71人	

3. 災害広報訓練

報道機関に事故情報等を発表するほか、緊急放送を要請するとともに、住民に対し、防災行政無線、広報車等により、事故情報等の広報を実施する。

八西CATVにおいては、県の緊急放送要請に基づき緊急放送を行う。

(1) 報道機関への広報

- ① 伊方発電所から事故通報があり、速やかに公表する事象である場合は、記者会見を開き、事故情報を発表する。
- ② 災害対策基本法第57条に基づき、緊急放送を報道機関に要請する。
- ③ 八西CATVに対しても災害放送を要請し、放送訓練を実施する。
- ④ 緊急時モニタリング結果等については、国が一元的に公表するほか、県も災害対策本部情報において公表する。

(2) 住民等への広報

- ① 県から伊方発電所の事故通報が出された際に、速やかに市町防災行政無線、広報車などを使用し、住民等に対し事故情報等を広報する。
- ② 事故の状況に応じ、避難等の防護措置を指示する場合には、必要な情報について、簡潔で分かりやすい住民広報を行う。
- ③ 海上では海上保安部巡視船、陸上部においては警察車両、各消防本部車両等による広報を、市町の広報と併せて行う。
- ④ 愛媛県防災メール及び緊急速報メールを複数回活用した迅速な広報を行う。

機関名	広報手段	広報対象
愛媛県	記者クラブ発表	報道機関
	ファクシミリ (緊急放送要請)	報道機関 八西CATV(緊急放送)
	愛媛県防災メール	一般住民、避難住民
国(OFC)	オフサイトセンター内 プレスルーム発表	報道機関
各市町	防災行政無線、広報車	一般住民、避難住民
	緊急速報メール	一般住民、避難住民
各消防本部	広報車	一般住民、避難住民
第六管区 海上保安本部	巡視船	一般住民、瀬戸内海海域
愛媛県警察本部	警察車両	一般住民

4. 災害対策本部設置訓練

県及び重点市町は、災害対策本部を設置し、応急対策活動に関する事項等を協議し決定する。

機関名	内 容
愛 媛 県	【災害対策本部設置：県庁】
	【現地災害対策本部設置：愛媛県オフサイトセンター】
	<p>災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、地震に伴う災害状況の把握、それを踏まえた EAL、OIL に基づく防護措置や、広域避難の受入調整など、応急対策活動に関する事項等を本部会議において協議・決定する。</p> <p>国による「緊急事態宣言」及び「避難指示」等の伝達等を行うため、TV会議システムによる会議を開催する。</p> <p>県消防防災ヘリコプターによりオフサイトセンターに関係職員を派遣する。</p> <p>県警ヘリコプターからのヘリテレ映像により現地の状況を把握する。</p> <p>災害対策本部要員を応急対策実施箇所に派遣し、映像と音声により現地の状況を把握する。</p>
伊 方 町 八 幡 浜 市 大 洲 市 西 予 市 宇 和 島 市 伊 予 市 内 子 町	<p>【伊方町災害対策本部設置：伊方町役場】</p> <p>【八幡浜市災害対策本部設置：八幡浜市役所】</p> <p>【大洲市災害対策本部設置：大洲市役所】</p> <p>【西予市災害対策本部設置：西予市役所】</p> <p>【宇和島市災害対策本部設置：宇和島市役所】</p> <p>【伊予市災害対策本部設置：伊予市役所】</p> <p>【内子町災害対策本部設置：内子町役場】</p>
	<p>災害対策本部を設置し、応急対策活動に関する事項等を本部会議において協議・決定する。</p> <p>国による「緊急事態宣言」及び「避難指示」等の伝達等を行うため、TV会議システムによる会議を開催する。</p> <p>また、オフサイトセンターに関係職員を派遣するとともに、住民避難・誘導等の防護対策を実施する。</p>

5. オフサイトセンター運営訓練

国、県、市町、防災関係機関が協力してオフサイトセンターを立ち上げ、各機能班を運営するとともに、合同対策協議会を開催するなど、緊急時におけるオフサイトセンター運用の円滑な実施を図る。

1 訓練項目

- (1) 要員派遣訓練
- (2) 関係機関連携訓練
- (3) 情報伝達訓練
- (4) 合同対策協議会活動訓練
- (5) 機能班活動訓練

2 訓練実施場所

愛媛県オフサイトセンター

3 訓練内容

(1) 要員派遣訓練

オフサイトセンター機能班の運営及び原子力防災対策に必要な情報を取得するため、国、県、市町、防災関係機関がオフサイトセンターに参集要員及び連絡員を派遣する。

(2) 関係機関連携訓練

オフサイトセンター内の各機関相互の連絡調整及び連携を行う。

(3) 情報伝達訓練

オフサイトセンターと各機関本部等を結んだ情報伝達を行う。

(4) 合同対策協議会活動訓練

緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL）に応じた避難や屋内退避、安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限等の各種防護措置を検討するため、合同対策協議会を開催する。

(5) 機能班活動訓練

オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会で検討すべき事項を取りまとめるため、各機能班が必要な情報収集や情報伝達、協議、調整等を行う。

原子力災害合同対策協議会の概念図



6. 緊急被ばく医療活動訓練

1 緊急被ばく医療本部の設置・運営

緊急被ばく医療本部及び現地緊急被ばく医療本部（オフサイトセンター）を設置し、電話、ファクシミリ、えひめ医療情報ネットを活用した情報の収集、整理、提供及び関係機関との連絡調整等を実施。

- ・ 緊急被ばく医療本部 : 愛媛県庁（松山市）
- ・ 現地緊急被ばく医療本部 : 愛媛県オフサイトセンター（西予市）

2 安定ヨウ素剤緊急配布・服用訓練

安定ヨウ素剤服用指示に基づき、住民の避難に併せた一時集結所等での緊急配布・服用等の訓練を実施。

- ・ 伊方町……伊方中学校体育館、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館
- ・ 八幡浜市……神山小学校体育館

3 避難退域時検査・簡易除染訓練

避難住民の避難退域時検査・簡易除染訓練を実施。

- ・ 伊方町……三崎港（佐田岬はなはな）
- ・ 八幡浜市……野村ダム駐車場 外

4 医療機関避難先調整及び入院患者避難訓練

避難及び一時移転が必要となった医療機関入院患者の、避難先調整にかかる情報収集・伝達訓練を実施するとともに、入院患者の避難訓練を実施。

- ・ 避難先調整……伊方町国民健康保険瀬戸診療所、市立八幡浜総合病院、真網代くじらりハビリテーション病院、くじら病院、広瀬病院、宇都宮病院、双岩病院、矢野脳神経外科医院、小泉産婦人科医院
- ・ 入院患者避難……市立八幡浜総合病院

5 汚染傷病者搬送訓練

伊方発電所内の汚染傷病者発生に伴う救急搬送訓練及び広島大学病院の原子力災害医療派遣チームとの医療措置訓練を実施。

- ・ 救急搬送訓練……伊方発電所→愛媛大学病院（陸自ヘリ・救急車）
- ・ 医療措置訓練……愛媛大学病院と広島大学病院原子力災害医療派遣チームとの医療措置

6 一般傷病者搬送訓練

屋内退避中に容態が悪化した施設入所者等の救急搬送訓練を実施。

- ・ 三崎地区（串診療所） → 県立中央病院
- ・ 伊方地区（つわぶき荘） → 県立中央病院

7 救護所の設置・運営

避難退域時検査・除染所に救護所を設置し、避難住民の一般傷病に対する応急処置訓練を実施。

7. 自衛隊等災害派遣要請訓練

県は、陸上自衛隊及び海上自衛隊、航空自衛隊、第六管区海上保安本部、愛媛県バス協会、愛媛県旅客船協会、社会福祉法人済生会に対し災害派遣を要請する。

自衛隊等は、応急対策活動に必要な人員及び機材等を確保し、連絡員の派遣、災害広報、緊急時モニタリング、避難退域時検査、除染、住民搬送の派遣等を実施する。

災害派遣要請機関	支援内容
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部への連絡員の派遣・ 住民避難、被ばく患者搬送（中型ヘリコプター）・ 要配慮者搬送（車両）・ 避難退域時検査・ 住民、車両除染
海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none">・ 住民搬送（艦船）
第六管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部への連絡員の派遣・ 災害広報・ 要員搬送（巡視船）
愛媛県バス協会 愛媛県旅客船協会 社会福祉法人済生会	<ul style="list-style-type: none">・ 住民搬送（バス又は船舶）

8. 住民避難・誘導訓練

伊方発電所の異常事態の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、緊急事態区分や EAL、OIL に基づき、避難や屋内退避、一時移転の訓練を実施する。

また、佐田岬半島分断後の住民避難を想定した大分県受け入れ施設までの避難訓練を実施し、避難所では住民受け入れを行う。

1 避難及び一時移転訓練

(1) 1 日目

区分	市町名	対象者(想定)	移動手段	行き先	人数	備考
P A Z	伊方町	社会福祉施設要配慮者	施設車両	松前町	7	
			施設車両	松前町	3	
			施設車両	松前町	6	
		在宅要支援者	小型バス(県)	松前町	6	
			小型バス(県)	松山市	6	
		要配慮者	巡視船(宇和島海保)	宇和海沖	6	
合計					34	

(2) 2 日目

区分	市町名	対象者(想定)	移動手段	行き先	人数	備考
P A Z		一般住民	大型バス(県)	松前町	93	
			大型バス(県)	松前町	50	
U P Z (予 防 避 難 エ リ ア)	伊方町	要配慮者	巡回診療船(済生会)	瀬戸内海沖	5	
			小型ヘリ(県)	松山市	2	
			小型ヘリ(県)	松山市	3	
		一般住民	多用途支援艦(海自)	大分県	20	
			旅客船協会船		53	
計					226	
U P Z	八幡浜市	一般住民	大型バス(県)	松山市	40	
			自家用車(市)	松山市	6	
		計				
合計					272	

2 屋内退避訓練

伊方町において、避難手段確保までの屋内退避訓練を実施するとともに、伊方町の社会福祉施設及び八幡浜市の大島においては、要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避訓練を実施する。

伊方発電所から 30km 圏域に含まれる 7 市町においては、小・中学校等の児童、生徒等による屋内退避訓練を実施する。

一部の小・中学校等においては、放射性物質からの防護対策などの内容を含んだ「原子力防災に関する講習会」を実施し、児童・生徒等の原子力防災に対する意識啓発を図る。

9 交通規制訓練

事故発生後、状況に応じて避難等の指示が発出される中、住民等の安全な避難と緊急通行車両等の通行路を確保するため、伊方原発周辺への車両、船舶の立入制限、航行制限を行う。

【原発周辺における流入規制】

- 陸上部：国道・県道等主要道路での流入規制配置を行う。
- 海上部：伊方発電所沖で進入規制配置を行う。

<交通規制箇所>

規制機関	番号	規制箇所	対象道路
愛媛県警	1	八幡浜市保内町宮内 新宮内交差点	国道197号
	2	八幡浜市保内町喜木津 警女トンネル	県道鳥井喜木津線 (県道255号)
	3	八幡浜市保内町川之石 新田橋北側交差点	市道和田町伊方線
	4	伊方町塩成 瀬戸農業公園前	国道197号
	5	八幡浜市大平 大平交差点	国道197号
	6	八幡浜市江戸岡 江戸岡信号交差点	国道197号
	7	八幡浜市八代1丁目 祇園橋交差点	国道378号
	8	大洲市北只 国道56号と197号合流地点	国道56号線 国道197号線
	9	大洲市長浜 岸本石油前信号交差点	国道378号線 県道24号線
	10	宇和島市吉田町北小路 御殿内橋東交差点	国道56号線 国道378号線
	11	内子五十崎インターチェンジ	松山自動車道 (インター規制)

<PAZ立ち入り規制>

規制機関	番号	規制箇所	対象道路
香川県警	1	伊方町湊浦 伊方町役場入口交差点	国道197号
	2	伊方町伊方越 JA伊方越集荷場東	県道255号
	3	伊方町中之浜 水ヶ浦小学校北西資材置場前	町道

10. 道路啓開訓練

愛媛県道路啓開計画に基づき、被災状況に即応して、救援・救助活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するため、道路啓開訓練を実施する。

1 訓練項目

- (1) 道路状況確認訓練
- (2) 啓開訓練（がれき除去、段差すりつけ）
- (3) がれき撤去訓練

2 訓練実施場所

三崎港近傍

3 訓練内容

- (1) 道路状況確認訓練
道路管理者を通じた被害状況の収集を行う。
- (2) 啓開作業出動訓練
（社）愛媛県建設業協会、自衛隊等に対して、協定に基づく業務支援の要請を行ない、啓開作業への出動を行う。
- (3) がれき撤去訓練
重機等を使用した、がれき除去訓練を実施する。

11. 発電所内緊急時対応訓練

伊方発電所3号機の一次冷却材が漏えいした状態において、原子炉補機冷却系の機能喪失により非常用炉心冷却装置による冷却機能を失い、原子炉格納容器が破損したと想定し、緊急時対応訓練を行う。

1 訓練項目

- (1) 電源確保訓練
- (2) 水源確保訓練
- (3) 配管接続訓練

2 訓練実施場所

四国電力株式会社 伊方発電所

3 訓練内容

- (1) 電源確保訓練
緊急時対策所（EL. 32m）への電源供給準備訓練を行う。
- (2) 水源確保訓練
大型ポンプ車および大型放水砲による放水訓練を行う。
- (3) 配管接続訓練
緊急時対策所（EL. 32m）の空調浄化設備準備・起動訓練を行う。